

[事案 2019-141] 既払込保険料返還等請求

・令和2年1月31日 裁定終了

<事案の概要>

転換手続の書類等に不審な点があることを理由として、転換後契約に係る既払込保険料の返還を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年8月に定期保険特約付終身保険を終身保険に転換し、平成31年4月に解約したが、以下の理由により、本契約に係る既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 転換前契約の解約を申し出たところ、募集人から「解約は出来ない。返戻金はない」、「解約返戻金を支払うには返戻金の一部を残して、契約を継続する必要がある」、「その残金で、より得な入院特約を付加する」と返答され、契約転換に応じざるを得なくなり、脅迫を受け各手続書類に署名・押印させられた。
- (2) 本契約の申込書等の書類には、不自然な部分が多々あり、また、発行されていない書類が何点も不足している。
- (3) 身に覚えのない契約者貸付が存在している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の請求の根拠は、募集人の誤った説明を加害行為とする不法行為責任について保険会社が使用者責任を負っていることを理由とするもので、既払込保険料を損害として、その損害の賠償を求めているものと解するが、募集人について不法行為責任が認められず、保険会社も使用者責任を負わない。
- (2) 契約書類の写しに不鮮明な箇所があるのはマイクロフィルムで保存しているためである。申込書の保険種類に商品名が記載されていることのみをもって本契約が無効となることはない。確認書は、契約の成立に必要な書類ではなく、本契約の法的有効性には影響を与えない。
- (3) 申立人の意思で契約者貸付を申込みれたと判断している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人はすでに退職しており、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤った説明があったという事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。